

日 薬 業 発 第 17 号
令 和 6 年 4 月 5 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の
施行について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、農林水産省消費・安全局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

令和6年4月3日付、日薬業発第8号にてご案内のとおり、令和6年4月1日付施行の標記法律等による改正により、食品衛生基準行政に関する事務は、厚生労働省から消費者庁へ移管されております。また、薬事・食品衛生審議会の所掌事務についても、食品衛生基準行政に関する事務は食品衛生基準審議会へ、食品衛生監視行政に関する事務は厚生科学審議会へ、薬事に関する事務は薬事審議会へそれぞれ移管されております（別添中のポンチ絵資料、「食品衛生基準行政の機能強化①、②」参照）。今般の通知は、これを受け、農林水産省消費・安全局に係る改正の概要等につき、案内するものです。

つきましては、会務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本件につき貴会関係者にご案内賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の
施行について

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第 36 号)」及びその関係法令が令和 6 年 4 月 1 日より施行されるところです。この改正は、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁へ移管することを主な内容とするものです。

また、薬事・食品衛生審議会の所掌事務についても、食品衛生基準行政に関する事務は食品衛生基準審議会へ、食品衛生監視行政に関する事務は厚生科学審議会へ、薬事に関する事務は薬事審議会へそれぞれ移管されることとなります。

このうち、当局に關係する改正の概要等は下記のとおりですのでお知らせします。

記

第 1 改正の概要

- 1 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 40 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、環境大臣又は農林水産大臣が行う厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方を内閣総理大臣とする。
- 2 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)第 7 条第 3 項及び第 21 条の 3 第 4 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。
- 3 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 59 条の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取等について、意見聴取等の相手方に内閣総理大臣を追加する。
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条第 2 項及び第 3 項、第 83 条の 4 第 3 項並びに第 83 条の 5 第 2 項の規定により読み替えて適用する第 83 条の 4 第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣への意見聴取について、意見聴取の相手方を内閣総理大臣とする。

第 2 既存の通知の取扱いについて

組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通

知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

1. 食品衛生基準行政の機能強化【食品衛生法】

- ① 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務について、科学的知見に基づきつつ、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項の総合調整等に係る事務と一体的に行う観点から、厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁）に移管する。
- ② 薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、厚生科学審議会に移管する。

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の統合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。
- ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。
- ③ 食品等の規格基準の策定その他の食品衛生基準行政に関する事務の調査審議を行う審議会（食品衛生基準審議会）を消費者庁に設置する。
等

施行期日

令和6年4月1日

食品衛生基準行政の機能強化 ①

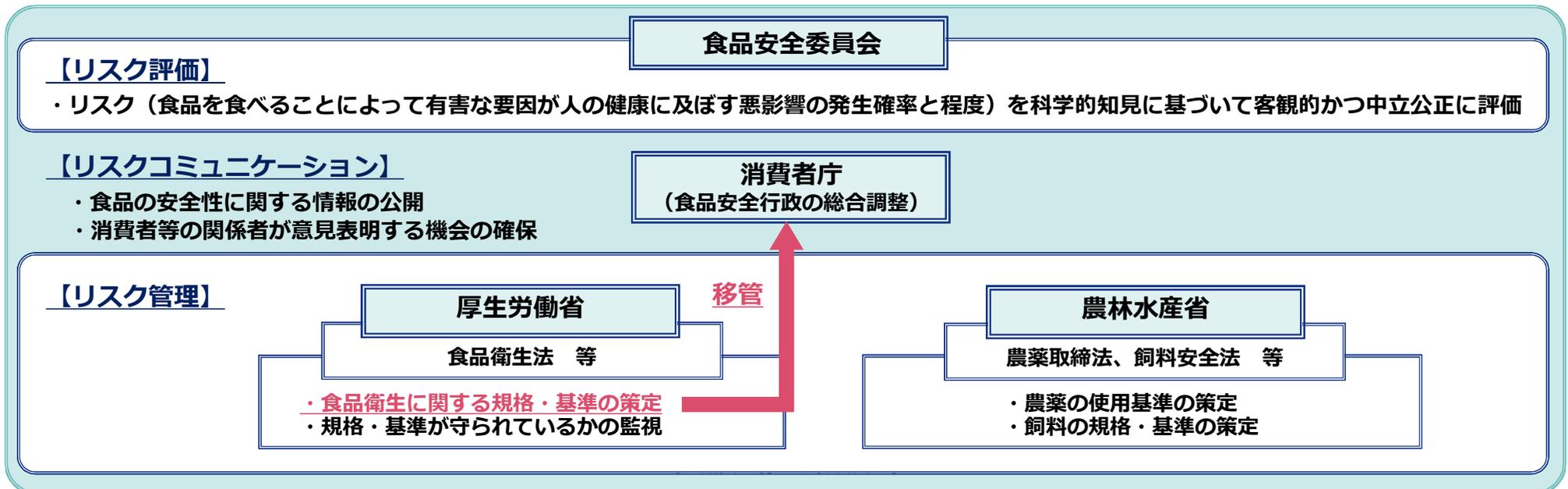
改正の背景

- **食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管している食品衛生に関する規格基準の策定等（食品衛生基準行政）を移管**することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。
- これにより、①科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進、②販売現場におけるニーズや消費者行動等を規格・基準策定の議論にタイムリーに反映させること、③国際食品基準（コーデックス）における国際的な議論に消費者庁が一体的に参画することが可能となる。

※こうした方針は、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和4年9月2日）で示されている。

【食品の安全を守る仕組み】

- 平成15年に制定された食品安全基本法に基づき「リスク分析」の手法を導入。
⇒ 食品安全委員会による「リスク評価」を踏まえ、厚生労働省等（※）のリスク管理機関が「リスク管理」と「リスクコミュニケーション」を実施。
- 消費者庁は、食品安全行政の総合調整を担う位置付け。
- これにより、科学的見地から食品の安全を確保。



※ 厚生労働省のほか、農林水産省、環境省等

食品衛生基準行政の機能強化 ②

改正の内容

① 食品衛生法等の改正

- (1) 厚生労働大臣の権限に属する事項のうち、食品衛生基準行政に係るものを、内閣総理大臣の権限とする。
- (2) 薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）への意見聴取事項のうち、食品衛生基準行政に係るものは、消費者庁に設置する食品衛生基準審議会への意見聴取事項とするとともに、食品衛生監視行政に係るものは、厚生労働省の厚生科学審議会への意見聴取事項とする。
- (3) 食品衛生基準行政を担う内閣総理大臣と、食品衛生監視行政を担う厚生労働大臣の連携規定を設ける。

② 厚生労働省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の改正

- 厚生労働省及び消費者庁の所掌事務、関係審議会の調査審議事項に関する規定について、①の改正に伴う所要の整備を行う。

赤字：改正事項

	食品衛生基準行政	食品衛生監視行政
事務の具体例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品添加物の指定や、成分、製造方法等の規格基準の策定 ■ 残留農薬、放射性物質等の食品の規格基準の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不衛生食品等の販売等の禁止 ■ 規格基準に違反する食品等の取締り ■ 営業施設の衛生管理等の規制・監視指導
所管	<p>【現行】厚生労働大臣</p> <p>➡【改正後】内閣総理大臣（消費者庁）</p> <p>【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）</p> <p>➡【改正後】食品衛生基準審議会（消費者庁に設置）（※2）</p>	<p>厚生労働大臣（※1）</p> <p>【現行】薬事・食品衛生審議会（厚生労働省）</p> <p>➡【改正後】厚生科学審議会（厚生労働省）（※3）</p>
食品衛生行政の円滑な実施 厚生労働大臣と内閣総理大臣の連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止のため、相互の密接な連携の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働大臣は特定の食品の販売の禁止等に当たり、内閣総理大臣に協議しなければならない。 ・ 内閣総理大臣は食品等の規格基準等の策定に当たり、厚生労働大臣に協議しなければならない。 ・ 厚生労働大臣は内閣総理大臣に対し、食品等の規格基準等の策定を求めることができる。 ・ 内閣総理大臣は厚生労働大臣に対し、特定の食品の販売の禁止等を求めることができる。 	

※1 食品衛生監視行政については、不衛生食品等の販売等の取締りや営業施設の衛生管理等の規制・監視指導、食中毒発生時の原因究明・更なる健康被害の発生の防止等を担うものであり、引き続き、感染症対策や健康危機管理対策を所掌する厚生労働省において、これらと一体的に対応する。

※2 食品衛生基準行政に関する調査審議は、消費者庁に設置される食品衛生基準審議会に移管し、移管後も引き続き、科学的知見に裏打ちされた規格基準の設定等の担保を図る。なお、薬事・食品衛生審議会については、薬事審議会に改組する。

※3 食品衛生監視行政に関する調査審議は、厚生科学審議会に移管し、健康危機管理対策との一体的な対応をより一層推進する。